

令和6年 第1回
士幌町議会定例会
説 明 資 料

令和6年3月8日

主 要 行 事 経 過 概 要

(令和5年12月8日～令和6年3月7日)

課	年 月 日	行 事 名	附 記
総務課	6. 1. 5	士幌町功労者表彰式並びに新年交礼会	帯 広 市
	8	西上地区新年研修会	
	10	士幌南地区新年会・上居辺地区新年交礼会・中音更地区新年三世代交流会・中士幌地区新年会	
	11	下居辺地区新年会・士幌北地区新年会	
	15	公共料金等審議会	
	18	市町村行政懇談会・市町村新年交礼会	
	20	士幌南福寿会新年交礼会	
	22	士幌町農業協同組合女性部創立70周年記念式典	
	2. 16	北海道男女平等参画チャレンジ賞受賞報告(堀田悠希氏)	
	19	能登半島地震災害義援金受け渡し	
地域戦略課	22	十勝町村会通常総会	帯 広 市
	5. 12. 14	町民会議	
	15	第2回環境審議会	
	20	第3回士幌町ゼロカーボンシティ推進協議会	
	25	北十勝4町国道整備促進期成会要望	
	6. 1. 1	初日の出を迎える会	
	24	第12回士幌町地方創生推進会議	
	2. 9	第4回士幌町ゼロカーボンシティ推進協議会	
	18	婚活事業	
	20	第1回しほろみらいトーク(商工会青年部)	
町民課	22	第2回しほろみらいトーク(ゲートボール協会)	上 士 幌 町
	5. 12. 26	第3回北十勝2町環境衛生処理組合議会定例会	
	6. 1. 5	交通安全祈願祭	
	2. 7	固定資産評価審査委員会	
	22	運転免許証自主返納臨時窓口開設	
保健福祉課	29	国民健康保険運営協議会	
	5.12.19	民生児童委員協議会定例会	
	6. 1.16	厚生労働大臣表彰伝達式(千葉公雄氏)	
	18	認知症予防講演会	
	22	保健福祉分野別懇談会	
	23	保健医療福祉総合推進協議会	
	26	社会福祉協議会・民生児童委員合同研修会	
	2. 5	障害者控除対象者判定会議(書面開催)	
	13	100歳敬老祝い記念品贈呈	
課	20	保健医療福祉総合推進協議会	
	22	民生児童委員協議会定例会	

課	年 月 日	行 事 名	附 記
産 業 振 興 課	5. 12. 13 14 6. 1. 5 29 29 29 29 2. 2 16 28	第28回しほろアグリサミット 冬期雇用対策事業(～19日) 令和6年 十勝家畜商業協同組合士幌支部定期総会 士幌町酪農振興基金運用委員会 士幌町農地利用集積円滑化事業基金管理協議会 士幌町農業振興基金運用委員会 士幌町農業振興人材育成基金運用委員会 バイオマス産業都市推進協議会・バイオガス部会(web会議) 令和5年度 士幌町肉牛振興会 枝肉共励会 令和5年度 十勝圏農業新技術セミナー	
建 設 課	5. 12. 14 27 6. 1. 12 17	マイホーム建設支援事業補助金交付 マイホーム建設支援事業補助金交付 マイホーム建設支援事業補助金交付 マイホーム建設支援事業補助金交付	1件 1件 1件 1件
病 院	5. 12. 2 4	インフルエンザ休日予防接種 インフルエンザ夜間予防接種(ほか12日実施)	
特 養	6. 1. 17	第4回士幌町立特別養護老人ホーム入退所検討委員会	
監 査 事 務 局	5. 12. 20 6. 1. 19 2. 19 20	例月出納検査 例月出納検査 例月出納検査 北海道町村等監査委員協議会第77回定例大会	札 幌 市
農 業 委 員 会	5. 12. 8 6. 1. 12 12 12 19 22 23 2. 2 2 2 8	第6回農業委員会総会 令和5年度士幌町農業者年金協議会第2回理事会 第7回農業委員会総会 士幌町農業者年金協議会第2回加入推進対策会議 第2回農地小委員会、あっせん会 令和5年度全道農業者年金研究会 令和5年度市町村農業委員会活動強化研修会 第3回農地小委員会、あっせん会 第8回農業委員会総会 令和5年度市町村農業者年金協議会代議員等研修会 十勝農委連農業委員会会長代理事務局長研修会	札 幌 市 札 幌 市 芽 室 町 帯 広 市
教 育 課	5. 12. 20 21 21 26 27	校長会 第2回社会教育委員会議 第2回スポーツ推進委員会議 第12回教育委員会定例会 冬休み学習サポート塾(～28日)	

課	年 月 日	行 事 名	附 記
教 育 課	6. 1. 4	第27回新春書初め大会・ロビー展(～11日)	
	7	土幌町はたちの集い	
	13	第57回北部方面スケート大会	
	20	第47回土幌町民スケート大会	
	22	校長会	
	25	第1回教育委員会定例会	
	25	第1回総合教育会議	
	27	第39回全十勝スピードスケート土幌大会	
	2. 10	第47回リンク納め記録会	
	18	第27回下の句かるた大会	
	21	校長会	
	22	第3回社会教育委員会議	
	26	第2回教育委員会定例会	
高 等 学 校	5. 12. 25	冬季休業(～1月17日)	キ ル ギ ス 国 東 京 都 帯 広 市
	6. 1. 18	キルギス国交流事業(～27日)	
	2. 3	全国ユース環境活動発表大会全国大会(～5日)	
	13	推薦入学者選抜	
	14	写真研究同好会卒業展示会(～18日)	
	29	同窓会入会式	
	3. 1	第71回卒業証書授与式	
消 防 課	5	一般入学者選抜(～6日)	音 更 町 帯 広 市 帯 広 市 音 更 町 帯 広 市
	5.12.26	消防団歳末警戒激励町長訪問	
	6. 1. 5	土幌消防出初式	
	31	令和5年度第2回ブロック会議	
	2. 4	土幌消防団第1分団研修会	
	7	土幌消防団第2分団研修会	
	8	令和5年度第3回参事等会議	
	14	令和5年度第1回正副組合長会議	
	15	令和5年度消防団上級幹部研修会	
	26	令和6年第1回一部事務組合議会(定例会)	

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の要旨	
目 的	特定任期付職員の手当に関する規定について、定年延長に伴い他職員との整合性を図るために改正する。
概 要	1 主な改正内容 (1) 業績手当の規定の削除 (2) 任期付職員の勤勉手当は、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）から適用除外としていたが、適用するための文言整理 2 施行期日 令和6年4月1日

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年条例第22号）新旧対照表

改正案		現 行
(給与に関する特例) 第4条 (略) 2 (略) 3 (略) <u>4 削除</u>	(給与に関する特例) 第4条 (略) 2 (略) 3 (略) <u>4 任命権者は、特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員には、規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u> 5 第2項の規定による号給の決定及び第3項の規定による給料月額<u>の決定</u>は、予算の範囲内で行わなければならない。 (給与条例の適用除外等) 第5条 職員の給与に関する条例（昭和31年条例第20号。以下「職員給与条例」という。）第3条、第4条、第7条から第8条の2まで、第11条から第12条の2まで及び第15条の2の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 職員給与条例第13条の3第1項中「規則で指定する職員」とあるのは「規則で指定する職員及び特定任期付職員」とし、職員給与条例第14条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上並びに特定任期付職員」であるものとする。	(給与に関する特例) 第4条 (略) 2 (略) 3 (略) <u>4 任命権者は、特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員には、規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u> 5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額<u>の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u> (給与条例の適用除外等) 第5条 職員の給与に関する条例（昭和31年条例第20号。以下「職員給与条例」という。）第3条、第4条、第7条から第8条の2まで、第11条から第12条の2まで、<u>第15条及び第15条の2の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</u> 2 職員給与条例第13条の3第1項中「規則で規定する職員」とあるのは「規則で規定する職員及び特定任期付職員」とし、職員給与条例第14条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上並びに特定任期付職員」であるものとする。

報酬に関する条例の一部を改正する条例の要旨	
目 的	現行の条例における日額報酬の中では、「6 時間を超える場合に報酬額の 2 分の 1 を加算」することが規定されているところであるが、職務によっては、その従事する時間が 10 時間を超える場合がある。 長時間職務に従事する場合の報酬額を増額するため、条例の改正を行う。
概 要	1 主な改正内容 「要務時間が 6 時間を超える場合」の規定を次のとおり細分化し、「要務時間が 9 時間以上の場合」についての規定を創設する。 ① 要務時間が 6 時間以上 9 時間未満の場合 報酬額の 2 分の 1 を加算した額 ② 要務時間が 9 時間以上の場合 報酬額に 2 を乗じた額 2 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

報酬に関する条例（昭和31年条例第24号）新旧対照表

改正案			現 行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分		報酬額	区分		報酬額
(略)		(略)	(略)		(略)
備考			備考		
1 日額報酬のうち1回の要務時間が3時間未満の場合は、標記金額の2分の1を乗じた額とする。			1 日額報酬のうち1回の要務時間が3時間未満の場合は、標記金額の2分の1を乗じた額とする。		
2 日額報酬のうち1回の要務時間が6時間以上9時間未満の場合は、標記金額の2分の1を加算した額とする。			2 日額報酬のうち1回の要務時間が6時間を越える場合は、標記金額の2分の1を加算した額とする。		
3 日額報酬のうち1回の要務時間が9時間以上の場合は、 <u>標記金額に2を乗じた額とする。</u>			3 研修参加に伴う報酬は、支給しない。		
4 研修参加に伴う報酬は、支給しない。			4 土幌町予防接種健康被害調査委員会委員長及び委員、土幌町地方創生推進会議の大学教授等並びに土幌町ゼロカーボンシティ推進協議会のアドバイザーの日額報酬については、 <u>備考1</u> 及び <u>備考3</u> の規定は適用しない。		
5 土幌町予防接種健康被害調査委員会委員長及び委員、土幌町地方創生推進会議の大学教授等並びに土幌町ゼロカーボンシティ推進協議会のアドバイザーの日額報酬については、 <u>備考1</u> から <u>備考3</u> の規定は適用しない。			5 土幌町予防接種健康被害調査委員会委員長及び委員、土幌町地方創生推進会議の大学教授等並びに土幌町ゼロカーボンシティ推進協議会のアドバイザーの日額報酬については、 <u>備考1</u> 及び <u>備考2</u> の規定は適用しない。		

特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の要旨	
目 的	職員が、災害が発生した現場にて作業にあたる場合、その業務内容によって災害応急作業手当を支給するもの。
概 要	1 主な改正内容 (1) 災害応急作業手当の規定を追加 (2) 災害応急手当支給の対象となる作業の内容や支給額を規定 第1号 河川やなどの巡回監視 710 円 〃 応急作業 1,080 円 第2号 噴火による災害で行う、調査、巡回、工事の監督等の作業 1,080 円 第3号 災害警備、遭難救助等 840 円 第4号 災害対策本部が設置された他自治体への派遣 710 円 第5号 その他、町長が認める応急作業 1,080 円以下 (3) 作業が、夜間に行われる場合や、その内容が著しく危険である場合の加算支給率(50/100～100/100の範囲)を定める。 (4) 附則において、パートタイム会計年度任用職員にも同様の手当を支給するための改正を行う。 2 施行期日等 施行日 公布の日から施行する。 適用日 令和6年1月1日(令和6年能登半島地震発生日)

特殊勤務手当支給条例（平成16年条例第9号）新旧対照表

改正案	現 行
(種類) 第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) 災害応急作業手当 (災害応急作業手当) 第11条 職員が、次に掲げる作業に従事したときに災害応急作業手当を支給する。 (1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（次項において「応急作業等」という。） ア 河川の堤防等 イ 道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項（第2号を除く。）の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺 (2) 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業 (3) 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又はこれらに相当する作業で心身に著しい負担を与えると町長	(種類) 第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略)

改正案	現 行
<u>が認めるもの</u> (4) <u>異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業で心身に著しい負担を与えると町長が認めるもの</u> (5) <u>前各号に掲げる作業に相当すると町長が認める作業</u> 2 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) <u>前項第1号の作業 作業の種類に応じて次に掲げる額</u> ア <u>巡回監視 710円</u> イ <u>応急作業等 1,080円</u> (2) <u>前項第2号の作業 1,080円</u> (3) <u>前項第3号の作業 840円</u> (4) <u>前項第4号の作業 710円</u> (5) <u>前項第5号の作業 1,080円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて別に定める額</u> 3 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において、第1号に掲げる場合及び第3号に掲げる場合と該当するとき又は第2号に掲げる場合及び第3号に掲げる場合に該当するときあつては、第3号に定める額を同項の手当の額とする。</u> (1) <u>第1項第1号の作業又は同項第5号の作業のうち同項第1号に掲げる作業に相当する作業が日没時から日出時までの間において行われた場合 前項第1号又は第5号に定める額にその100分の50に相当する額を加算した</u>	

改正案	現 行
<u>額</u> (2) <u>第1項第3号の作業又は同項第5号の作業のうち同項第3号に掲げる作業に相当する作業が著しく危険であると町長が認める場合 前項第3号又は第5号に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額</u> (3) <u>第1項第1号から第3号までの作業又は同項第5号の作業（同項第4号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が町長が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項第1号から第3号まで又は第5号に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額</u> (支給期日) <u>第12条</u> (略) (特殊勤務手当の額の特例) <u>第13条</u> (略)	(支給期日) <u>第11条</u> (略) (特殊勤務手当の額の特例) <u>第12条</u> (略)

土幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第15号）新旧対照表

改正案	現 行
（パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬） 第21条 特殊勤務手当条例第4条から第11条まで及び同条例附則第2項に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）を特殊勤務に係る報酬として支給する。	（パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬） 第21条 特殊勤務手当条例第4条から第10条まで及び同条例附則第2項に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）を特殊勤務に係る報酬として支給する。

士幌町地域活動支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の要旨	
目 的	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴い、法第 5 条に第 2 項が追加となったことから、文言の整理を行うもの。
概 要	1 主な改正内容 第 5 条において、利用対象者の定義を法より引用しているため、文言の整理をするもの。 2 施行期日 公布の日から施行する。

土幌町地域活動支援センター設置及び管理に関する条例（平成21年条例第36号）新旧対照表

改正案	現 行
(利用対象者) 第6条 センターを利用することのできる者は、次に掲げる者とする。 (1)・(2) (略) (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第5条第1項</u>に規定する精神障害者 (4)・(5) (略)	(利用対象者) 第6条 センターを利用することのできる者は、次に掲げる者とする。 (1)・(2) (略) (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第5条</u>に規定する精神障害者 (4)・(5) (略)

士幌町看護職員等養成修学金貸付条例を廃止する条例の要旨	
目 的	少子高齢に伴い医療・介護・福祉事業所の担い手不足の解消を図るため、「士幌町看護職員等養成修学金貸付」を実施してきましたが、修学資金の貸付から奨学金返還支援事業への制度見直し及び対象となる資格職種の拡充を図るため、本条例を廃止し、新たに返還支援事業の要綱を制定する。
概 要	1 主な廃止内容 修学資金の貸付から奨学金返還支援事業への制度見直しを実施することに伴う条例の廃止 2 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

士幌町介護保険条例の一部を改正する条例の要旨	
目 的	介護保険事業計画は、3 年を 1 期として策定することとされており、令和 6 年度から令和 8 年度までが第 9 期の計画期間となることを受けて、計画期間中の第 1 号被保険者の保険料を定める。介護保険法施行令の一部を改正する政令を受け、本町においても第 1 号被保険者の保険料の第 1 段階から第 3 段階までの低所得者の保険料軽減軽減措置の強化を図り、負担能力に応じたきめ細やかな保険料を設定するため、所得段階を 1 段階増設し、「1 3 段階」とするなど、所要の改正を行う。
概 要	1 主な改正内容 (1) 介護保険料率に、新しい介護保険料基準額（月額 5, 8 0 0 円）に対する各所得段階の保険料を規定し、所得段階を国の標準段階に合わせ、1 3 段階とし、第 1 段階から第 3 段階の保険料を軽減する。 (別紙参照) (2) その他引用条項の修正及び文言の修正を行う。 2 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日（令和 6 年 4 月 1 日以後に賦課される令和 5 年度分の保険料は、改正前の規定により賦課する。）

○第9期介護保険料の表

第9期（令和6年度～令和8年度）保険料 基準額5，800円（月額）							
保険料 所得段階	対象者			第8期計画		第9期計画	
				負担 割合	年間 保険料額	負担 割合	年間 保険料額
第1段階	世帯 非課税	本人が住 民税非課税	生活保護受給の方、世帯全員が 住民税非課税の方 （老齢福祉年金受給の方、また は合計所得金額＋課税年金収入 が80万円以下）	0.5 (0.3)	36,600円 (21,960円)	0.455 (0.285)	31,660円 (19,830円)
第2段階			世帯全員が住民税非課税の方 （合計所得金額＋課税年金収入 額が80万円超120万円以下）	0.75 (0.5)	54,900円 (36,600円)	0.685 (0.485)	47,670円 (33,750円)
第3段階			世帯全員が住民税非課税の方 （合計所得金額＋課税年金収入 額が120万円超）	0.75 (0.7)	54,900円 (51,240円)	0.69 (0.685)	48,020円 (47,670円)
第4段階	世帯 課税		住民税本人非課税の方 （合計所得金額＋課税年金収入 額が80万円以下）	0.9	65,880円	0.9	62,640円
第5段階 (基準額)			住民税本人非課税の方 （合計所得金額＋課税年金収入 額が80万円超）	1.0	73,200円	1.0	69,600円
第6段階	本人が住 民税課税		住民税本人課税の方 （合計所得金額が120万円未満）	1.2	87,840円	1.2	83,520円
第7段階			住民税本人課税の方 （合計所得金額が120万円以上 210万円未満）	1.3	95,160円	1.3	90,480円
第8段階			住民税本人課税の方 （合計所得金額が210万円以上 320万円未満）	1.5	109,800円	1.5	104,400円
第9段階			住民税本人課税の方 （合計所得金額が320万円以上 500万円未満）	1.7	124,440円	1.7	118,320円
第10段階			住民税本人課税の方 （合計所得金額が500万円以上 700万円未満）	1.8	131,760円	1.8	125,280円
第11段階			住民税本人課税の方 （合計所得金額が700万円以上 1,000万円未満）	1.9	139,080円	1.9	132,240円
第12段階			住民税本人課税の方 （合計所得金額が1,000万円以上 1,500万円未満）	2.0	146,400円	2.0	139,200円
第13段階			住民税本人課税の方 （合計所得金額が1,500万円以 上）	《一段階増設》		2.1	146,160円

土幌町介護保険条例（平成12年条例第3号）新旧対照表

改正案	現 行
<u>（保険料率）</u> <u>第2条</u> 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 <u>(1)</u> <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者</u> 31,660円 <u>(2)</u> <u>令第38条第1項第2号に掲げる者</u> 47,670円 <u>(3)</u> <u>令第38条第1項第3号に掲げる者</u> 48,020円 <u>(4)</u> <u>令第38条第1項第4号に掲げる者</u> 62,640円 <u>(5)</u> <u>令第38条第1項第5号に掲げる者</u> 69,600円 <u>(6)</u> <u>令第38条第1項第6号に掲げる者</u> 83,520円 <u>(7)</u> <u>令第38条第1項第7号に掲げる者</u> 90,480円 <u>(8)</u> <u>令第38条第1項第8号に掲げる者</u> 104,400円 <u>(9)</u> <u>令第38条第1項第9号に掲げる者</u> 118,320円 <u>(10)</u> <u>令第38条第1項第10号に掲げる者</u> 125,280円 <u>(11)</u> <u>令第38条第1項第11号に掲げる者</u> 132,240円 <u>(12)</u> <u>令第38条第1項第12号に掲げる者</u> 139,200円 <u>(13)</u> <u>令第38条第1項第13号に掲げる者</u> 146,160円 <u>2</u> 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第9号の基準所得金額は、同条第9項第1号の規定にかかわらず、500万円とする。 <u>3</u> 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第10号の基準所得金額は、同条第9項第2号の規定にかかわらず、700万円とする。 <u>4</u> 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第11号の基準所得金額は、同条第9項第3号の規定にかかわらず、1,000万円とする。	<u>（保険料率）</u> <u>第2条</u> 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 <u>(1)</u> <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者</u> 36,600円 <u>(2)</u> <u>令第39条第1項第2号に掲げる者</u> 54,900円 <u>(3)</u> <u>令第39条第1項第3号に掲げる者</u> 54,900円 <u>(4)</u> <u>令第39条第1項第4号に掲げる者</u> 65,880円 <u>(5)</u> <u>令第39条第1項第5号に掲げる者</u> 73,200円 <u>(6)</u> <u>次のいずれかに該当する者</u> 87,840円 <u>ア</u> <u>地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ</u> <u>要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）</u>、

改正案	現 行
5 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第12号の基準所得金額は、同条第9項第4号の規定にかかわらず、1,500万円とする。 6 第1項第1号の規定に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,830円とする。 7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,830円」とあるのは、「33,750円」と読み替えるものとする。 8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「19,830円」とあるのは、「47,670円」と読み替えるものとする。	次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。） (7) 次のいずれかに該当する者 95,160円 ア 合計所得金額が210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。） (8) 次のいずれかに該当する者 109,800円 ア 合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。） (9) 次のいずれかに該当する者 124,440円 ア 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。） (10) 次のいずれかに該当する者 131,760円 ア 合計所得金額が700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当し

改正案	現 行
	<u>ないもの</u> <u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</u> <u>（11） 次のいずれかに該当する者 139,080円</u> <u>ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u> <u>（12） 前各号のいずれにも該当しない者 146,400円</u> <u>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,960円とする。</u> <u>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,960円」とあるのは、「36,600円」と読み替えるものとする。</u> <u>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,960円」とあるのは、「51,240円」と読み替えるものとする。</u> <u>（普通徴収に係る納期）</u> <u>第3条 （略）</u>

(普通徴収に係る納期)

第3条 （略）

改正案	現 行
2 前項に規定する納期により<u>難い</u>第1号被保険者に係る納期は、町長が別に定めることができる。この場合において、町長は、当該第1号被保険者及び連帯納付義務者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。第5条において同じ。）に対しその納期を通知しなければなら ない。 3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、<u>全て</u>最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。 （賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）	2 前項に規定する納期により<u>がたい</u>第1号被保険者に係る納期は、町長が別に定めることができる。この場合において、町長は、当該第1号被保険者及び連帯納付義務者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。第5条において同じ。）に対しその納期を通知しなければなら ない。 3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、<u>すべて</u>最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。 （賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）
第4条（略） 2 （略） 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係る者を除く。）、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第12号までとして月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。 4 （略） （保険料に関する申告） 第8条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1	第4条（略） 2 （略） 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係る者を除く。）、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第2条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで及び第2条第1項第6号から第11号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。 4 （略） （保険料に関する申告） 第8条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1

改正案	現 行
号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内) に、第1号被保険者本人の所得状況及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。ただし、第1号被保険者本人及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の前年中の所得につき地方税法 (昭和25年法律第226号) 第317条の2第1項の申告書 (第1号被保険者本人及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の全てが同法第317条の2第1項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書) が町長に提出されている場合においては、この限りでない。 (過料) 第13条 第9条から前条までの過料の額は、情状により、町長が定める。 2 第9条から前条までの過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。	号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内) に、第1号被保険者本人の所得状況及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。ただし、第1号被保険者本人及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の前年中の所得につき地方税法 第317条の2第1項の申告書 (第1号被保険者本人及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の全てが同法第317条の2第1項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書) が町長に提出されている場合においては、この限りでない。 (過料) 第13条 前4条 の過料の額は、情状により、町長が定める。 2 前4条 の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の要旨	
目 的	「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の施行に係る関係基準の改正により、町が基準を定める地域密着型サービス事業についても、基準の改正を行うもの。 なお、本内容は主に介護サービス事業所に関係する内容であることから、条例改正後、制度改正内容について各事業所へ周知し、運営指導等で個別に対応して行く予定となっている。
概 要	1 主な改正内容 (1) 管理者の兼務範囲の明確化 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。 また、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする。 【改正条項】 第 9 条、第 50 条、第 61 条の 4、第 61 条の 24、第 64 条、第 68 条、第 85 条、第 113 条、第 123 条、第 133 条、第 168 条、第 194 条 (2) 新たな情報通信技術の導入・活用への対応 磁気ディスク、フロッピーディスクと明記した特定の記録媒体の文言を削除し、幅広い電子媒体の使用が可能である旨を明確化する。 【改正対象条項】 第 11 条第 2 項、第 205 条 (3) サービス内容の明確化

	看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービスが含まれる旨が明確化されたことに伴い、所要の改正を行う。 【改正条項】 第 199 条 (4) 生活性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化 介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる指定特定施設に係る当該指定特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が 3（要支援者の場合は 10）又はその端数を増すごとに 0.9 以上であることとする。 （利用者 3 人までは看護職員及び介護職員の合計数が常勤換算 0.9 であることが必要。以降利用者が 1 人増えるごとに、0.9 を加える。） 【改正条項】 第 132 条 (5) 協力医療機関との連携の構築、新興感染症の発生時の対応を行う医療機関との連携 ① 高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関と実効性のある連携体制を構築するために要件を定める。（3 年間の経過措置あり） ② あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。 また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付けする。 【改正条項】 第 127 条、第 149 条、第 174 条 (6) 緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け 介護老人福祉施設があらかじめ定めることとされている緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を
--	---

	得て定めることとし、また、1年に1回以上、見直しを行うことを義務付ける。 【改正条項】 第167条の2 (7) ユニットケアの質の向上のための体制の確保 ユニットケアの質の向上のための体制を確保する観点から、ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。 【改正条項】 第189条 (8) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。(3年間の経過措置あり) 【改正条項】 第108条の2(新設)、第130条、第151条、第179条、第191条、第204条 (9) 「書面掲示」規制の見直し 事業所内で「書面掲示」を求めている運営規程等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、ウェブサイトに掲載することを義務付ける。(1年の経過措置あり) 【改正条項】 第36条、第61条、第61条の20、第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条、第130条、第151条、第179条、第191条、第204条 (10) 身体的拘束の適正化の推進 身体的拘束等の適用を推進する観点から、次に掲げる見直しを行う。 ①短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置(委員会の設置、指針の整備、研修の実施)を義務付ける。(1年間の経過措置あり)
--	--

	【改正条項】 第 94 条、第 199 条 ②訪問サービス、通所系サービス、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、居宅介護支援及び介護予防支援について、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。 【改正条項】 第 26 条、第 44 条、第 53 条、第 60 条、第 61 条の 9、第 61 条の 19、第 61 条の 30、第 61 条の 37、第 72 条、第 81 条 2 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日 ※地域密着型サービスとは 地域密着型サービスは、高齢者が介護や支援を必要とする状況になっても住み慣れた地域で生活していくことを支援するためのサービスです。 利用対象者：要介護認定者
--	---

土幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第6号）新旧対照表

改正案	現 行
(指定地域密着型サービス事業の指定に関する基準) 第5条 (略) 2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（<u>介護保険法施行規則</u>（平成11年厚生省令第36号。以下「<u>施行規則</u>」という。）第8条第23項第1号に規定するもの）に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。	(指定地域密着型サービス事業の指定に関する基準) 第5条 (略) 2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（<u>介護保険法施行規則</u>（平成11年厚生省令第36号。以下「<u>施行規則</u>」という。）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。
(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護) 第7条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。 (1) 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者（<u>介護保険法施行規則</u>（平成11年厚生省令第36号。以下「<u>施行規則</u>」という。）第22条の2第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。） (2)～(4) (略) (定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数) 第8条 (略) 2～4 (略) 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレー	(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護) 第7条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。 (1) 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者（<u>介護保険法施行規則</u>（平成11年厚生省令第36号。以下「<u>施行規則</u>」という。）第22条の2第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。） (2)～(4) (略) (定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数) 第8条 (略) 2～4 (略) 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレー

改正案	現 行
ターとして充てることができる。 (1)～(10) (略) <u>(11) (略)</u> 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は<u>同一敷地内</u>にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。 7～12 (略) (管理者) 第9条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は<u>他の</u>事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 (内容及び手続の説明及び同意) 第11条 (略) 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第	ターとして充てることができる。 (1)～(10) (略) <u>(11) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）</u> <u>(12) (略)</u> 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は<u>同一施設内</u>にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。 7～12 (略) (管理者) 第9条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内</u>にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 (内容及び手続の説明及び同意) 第11条 (略) 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第

改正案	現 行
5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) (略) (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第205条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 3～6 (略) (指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針) 第26条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(7) (略) (8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (10) (略)	5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) (略) (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物 _____をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 3～6 (略) (指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針) 第26条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(7) (略) (8) (略)

改正案	現 行
<u>(11) (略)</u> (揭示) 第36条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 <u>(以下この条において単に「重要事項」という。)</u> を掲示しなければならない。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項の規定による掲示に代えることができる。</u> 3 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u> (記録の整備) 第44条 (略) 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3)・(4) (略) (5) <u>第26条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> (6) <u>第30条の規定による町への通知に係る記録</u>	<u>(9) (略)</u> (揭示) 第36条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 <u>を掲示しなければならない。</u> 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>前項に規定する重要事項</u>を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項の規定による掲示に代えることができる。</u> (記録の整備) 第44条 (略) 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第22条第2項に規定する <u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</u> (3)・(4) (略) (5) <u>第30条に規定する 町への通知に係る記録</u>

改正案	現 行
(7) 第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (8) 第42条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (訪問介護員等の員数) 第49条 (略) 2・3 (略) 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1)～(10) (略) (11) (略) 5～7 (略) (管理者) 第50条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるとし、日中のオペレーションサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第6条第1	(6) 第40条第2項に規定する 苦情の内容等の記録 (7) 第42条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (訪問介護員等の員数) 第49条 (略) 2・3 (略) 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1)～(10) (略) (11) 指定介護療養型医療施設 (12) (略) 5～7 (略) (管理者) 第50条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるとし、日中のオペレーションサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第6条第1

改正案	現 行
項に規定する指定訪問介護事業者をいう。) の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。 (指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針) 第53条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(4) (略) <u>(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> <u>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> <u>(7) (略)</u> <u>(8) (略)</u> <u>(9) (略)</u> (記録の整備) 第60条 (略) 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しななければならない。 (1) (略) (2) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	項に規定する指定訪問介護事業者をいう。) の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。 (指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針) 第53条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (記録の整備) 第60条 (略) 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しななければならない。 (1) (略) (2) 次条において準用する第22条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

改正案	現 行
<u>(3) 第53条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> <u>(4) 次条において準用する第30条の規定による町への通知に係る記録</u> <u>(5) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u> <u>(6) 次条において準用する第42条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> (管理者) 第61条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u> (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針) 第61条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(4) (略) <u>(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> <u>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> <u>(7) (略)</u> <u>(8) (略)</u>	<u>(3) 次条において準用する第30条に規定する 町への通知に係る記録</u> <u>(4) 次条において準用する第40条第2項に規定する 苦情の内容等の記録</u> <u>(5) 次条において準用する第42条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> (管理者) 第61条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u> (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針) 第61条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(4) (略) <u>(5) (略)</u> <u>(6) (略)</u>

改正案	現 行
(記録の整備) 第61条の19 (略) 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しななければならない。 (1) (略) (2) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) <u>第61条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> (4) 次条において準用する第30条の規定による町への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) (準用) 第61条の20の3 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第40条まで、第42条の2、第43条、第55条、第61条の2、第61条の4及び第61条の5第4項並びに前節(第61条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第61条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第36条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たたる従業者(以下「共生	(記録の整備) 第61条の19 (略) 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しななければならない。 (1) (略) (2) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 次条において準用する第30条に規定する町への通知に係る記録 (4) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (6) (略) (準用) 第61条の20の3 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第40条まで、第42条の2、第43条、第55条、第61条の2、第61条の4及び第61条の5第4項並びに前節(第61条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第61条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第36条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たたる従業者(以下「共生

改正案	現 行
型地域密着型通所介護従業者」という。))と、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の5第4項中「前項ただし書の場合において、指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供するとき」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスの提供する場合」と、第61条の9第4号、第61条の10第5項、第61条の13第3項及び第4項並びに第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の19第2項第2号中「次条において準用する第22条の第2項」とあるのは「第22条第2項」と、<u>同項第4号</u>中「次条において準用する第30条」とあるのは「第30条」と、<u>同項第5号</u>中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。 (管理者)	型地域密着型通所介護従業者」という。))と、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の5第4項中「前項ただし書の場合において、指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供するとき」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスの提供する場合」と、第61条の9第4号、第61条の10第5項、第61条の13第3項及び第4項並びに第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の19第2項第2号中「次条において準用する第22条の第2項」とあるのは「第22条第2項」と、<u>同項第3号</u>中「次条において準用する第30条」とあるのは「第30条」と、<u>同項第4号</u>中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。 (管理者)
第61条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u> </u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2・3 (略) (指定居宅介護支援事業者等との連携) 第61条の29 (略)	第61条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事</u>することができるものとする。 2・3 (略) (指定居宅介護支援事業者等との連携) 第61条の29 (略)

改正案	現 行
2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するよう努めなければならない。 3・4 (略) (指定療養通所介護の具体的取扱方針) 第61条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)・(2) (略) <u>(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> <u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> <u>(5) (略)</u> <u>(6) (略)</u> <u>(7) (略)</u> (記録の整備) 第61条の37 (略) 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサ―	2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業 <u>業</u> に対して必要な情報を提供するよう努めなければならない。 3・4 (略) (指定療養通所介護の具体的取扱方針) 第61条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)・(2) (略) <u>(3) (略)</u> <u>(4) (略)</u> <u>(5) (略)</u> (記録の整備) 第61条の37 (略) 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 次条において準用する第22条第2項に規定する 提供した具体的なサ―

改正案	現 行
ビスの内容等の記録 (4) <u>第61条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> (5) <u>次条において準用する第30条の規定による町への通知に係る記録</u> (6) <u>次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u> (7) <u>次条において準用する第61条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> (8) (略) (管理者) 第64条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u> 2 (略) (利用定員等) 第67条 (略) 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同	ビスの内容等の記録 (4) 次条において準用する第30条に規定する 町への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第40条第2項に規定する 苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第61条の18第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) (管理者) 第64条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にあ</u>る他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 (略) (利用定員等) 第67条 (略) 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同

改正案	現 行
じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営(第84条第7項、第112条第9項及び第193条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。 (管理者)	じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設
第68条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事</u>することができるものとするほか、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、<u>同一敷地内にある他の</u>本事業所等の職務に従事することができるものとする。	第68条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事</u>することができるものとするほか、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、<u>同一敷地内にある他の</u>本事業所等の職務に従事することができるものとする。
2 (略) (指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)	2 (略) (指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)
第72条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(4) (略) (5) <u>指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u>	第72条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(4) (略)

改正案	現 行
(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (7) (略) (8) (略) (記録の整備) 第81条 (略) 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第72条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第30条の規定による町への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第61条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) (従業者の員数等) 第84条 (略) 2～5 (略) 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を	(5) (略) (6) (略) (記録の整備) 第81条 (略) 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 次条において準用する第22条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 次条において準用する第30条に規定する 町への通知に係る記録 (4) 次条において準用する第40条第2項に規定する 苦情の内容等の記録 (5) 次条において準用する第61条の18第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (6) (略) (従業者の員数等) 第84条 (略) 2～5 (略) 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を

改正案		現 行	
満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。		満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。	
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院
	療院 又は介護医		
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サ ービスの事業を行う事業所、指定定期看護 巡回・随時対応型訪問介護看護事業 所、指定地域密着型通所介護事業所又 は指定認知症対応型通所介護事業所	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は准看護師又は介護士、指定定期看護巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所
7～13（略） （管理者）		7～13（略） （管理者）	
第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務		第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表	

改正案	現 行
_____に從事することができるものとする。 2 (略) 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第113条第3項、第114条、第194条第3項及び第195条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、指定地域密着型サービス基準第64条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。 (設備及び備品等) 第88条 (略) 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 宿泊室	の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に從事することができるものとする。 2 (略) 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第113条第3項、第114条、第194条第3項及び第195条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、指定地域密着型サービス基準第64条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。 (設備及び備品等) 第88条 (略) 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 宿泊室

改正案	現 行
ア 一の宿泊室の定員は、1 人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2 人とすることができるものとする。 イ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。 ウ ア及びイの基準を満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。 エ プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。 3～5 （略） （指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） 第94条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(4) （略） (5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。 (6) （略） (7) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> ア <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催す</u>	ア 一の宿泊室の定員は、1 人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2 人とすることができるものとする。 イ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。 ウ ア及びイの基準を満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。 エ プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。 3～5 （略） （指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） 第94条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(4) （略） (5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）</u>を行ってはならない。 (6) （略）

改正案	現 行
るとともに、その結果について、<u>介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> イ <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> ウ <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u> (8) (略) (9) (略) (利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置) 第108条の2 <u>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。</u> (記録の整備) 第109条 (略) 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) 第94条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用	(7) (略) (8) (略) (記録の整備) 第109条 (略) 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 次条において準用する第22条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) 第94条第6号に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用

改正案	現 行
者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (5) 次条において準用する第30条の規定による町への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第42条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8) (略) (管理者) 第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等</u> ____の職務に従事することができるものとする。 2・3 (略) (管理者による管理) 第123条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、____<u>当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</u> (協力医療機関等) 第127条 (略)	者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (5) 次条において準用する第30条に規定する 町への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第40条第2項に規定する 苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第42条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8) (略) (管理者) 第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</u> 2・3 (略) (管理者による管理) 第123条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</u> (協力医療機関等) 第127条 (略)

改正案	現 行
2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。 (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合ににおいて診療を行う体制を、常時確保していること。 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならない。 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。	2 (略)

改正案	現 行
<u>8</u> (略) (記録の整備) 第129条 (略) 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第117条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第119条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第30条の規定による町への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第42条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) (準用) 第130条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第38条まで、第40条、第42条から第43条まで、第61条の11、第61条の16、第61条の17第1項から第4項まで、第101条、第104条、<u>第106条及び第108条の2</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第124条に規定する重要事項に関する規程をいう。第36条第1項において同じ。）」と、同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業	<u>3</u> (略) (記録の整備) 第129条 (略) 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第117条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第119条第6項に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第30条に規定する 町への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第40条第2項に規定する 苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第42条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) (準用) 第130条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第38条まで、第40条、第42条から第43条まで、第61条の11、第61条の16、第61条の17第1項から第4項まで、第101条、第104条及び第106条 _____ の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第124条に規定する重要事項に関する規程をいう。第36条第1項において同じ。）」と、同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業

改正案	現 行
者」とあるのは「介護従事者」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第101条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第104条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 (従業者の員数) 第132条 (略) 2～6 (略) 7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設的生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) (略) (2) (略) 8～10 (略) 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、同号ア中「1」とあるのは、「0.9」とする。 <u>(1) 第151条において準用する第108条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための</u>	者」とあるのは「介護従事者」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第101条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第104条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 (従業者の員数) 第132条 (略) 2～6 (略) 7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設的生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) (略) (2) <u>病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</u> (3) (略) 8～10 (略)

改正案	現 行
取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 ア 利用者の安全及びケアの質の確保 イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮 ウ 緊急時の体制整備 エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検 オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修 (2) 介護機器を複数種類活用していること。 (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。 (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。 (管理者) 第133条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にあって他の事業所、施設等若しくは本施設設の職務（本施設設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）</u>若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。 (協力医療機関等) 第149条 (略)	(管理者) 第133条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にあって他の事業所、施設等若しくは本施設設の職務（本施設設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）</u>若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。 (協力医療機関等) 第149条 (略)

改正案	現 行
2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。 (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならない。 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。	2 (略) (記録の整備) 第150条 (略) 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地

改正案	現 行
域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第138条第2項の規定による<u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</u> (3) 第140条第5項の規定による<u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> (4) 第148条第3項の規定による<u>結果等の記録</u> (5) 次条において準用する第30条の規定による<u>町への通知に係る記録</u> (6) 次条において準用する第40条第2項の規定による<u>苦情の内容等の記録</u> (7) 次条において準用する第42条第2項の規定による<u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> (8) (略) (準用) 第151条 第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第40条まで、第42条から第43条まで、第61条の11、第61条の15、第61条の16、第61条の17第1項から第4項まで、<u>第101条及び第108条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。</u>この場合において、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>地域密着型特定施設従業者</u>」と、第36条第1項中「<u>運営規程</u>」とあるのは「<u>第147条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「<u>第7章第4節</u>」と、第61条の16第2項第1号及び第3号中「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>地域密着型特定施設従業者</u>」と、第61条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護</u>について知見を有する者」とあるのは「<u>地域密着型特</u>	域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第138条第2項に<u>規定する</u> <u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</u> (3) 第140条第5項に<u>規定する</u> <u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> (4) 第148条第3項に<u>規定する</u> <u>結果等の記録</u> (5) 次条において準用する第30条に<u>規定する</u> <u>町への通知に係る記録</u> (6) 次条において準用する第40条第2項に<u>規定する</u> <u>苦情の内容等の記録</u> (7) 次条において準用する第42条第2項に<u>規定する</u> <u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> (8) (略) (準用) 第151条 第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第40条まで、第42条から第43条まで、第61条の11、第61条の15、第61条の16、第61条の17第1項から第4項まで<u>及び第101条</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>地域密着型特定施設従業者</u>」と、第36条第1項中「<u>運営規程</u>」とあるのは「<u>第147条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「<u>第7章第4節</u>」と、第61条の16第2項第1号及び第3号中「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>地域密着型特定施設従業者</u>」と、第61条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護</u>について知見を有する者」とあるのは「<u>地域密着型特</u>

改正案	現 行
定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第101条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。 第153条 (略) 2～7 (略) 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1)・(2) (略) (3) 病院 栄養士又は <u>管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)</u> (4) (略) 9～17 (略) (設備) 第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) 医務室 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とする ることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定	定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第101条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。 第153条 (略) 2～7 (略) 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1)・(2) (略) (3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。) 又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。) (4) (略) 9～17 (略) (設備) 第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) 医務室 医療法 <u>第1条の5第2項に規定する診療所とす</u> ることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定

改正案	現 行
介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることのできるものとする。 (7)～(9) (略) 2 (略) (緊急時等の対応) 第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第153条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。 (管理者による管理) 第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務</u>（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。 (計画担当介護支援専門員の責務) 第169条 計画担当介護支援専門員は、第160条に規定する業務のほか、次に掲	介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることのできるものとする。 (7)～(9) (略) 2 (略) (緊急時等の対応) 第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第153条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。 い。 (管理者による管理) 第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務</u>（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。 (計画担当介護支援専門員の責務) 第169条 計画担当介護支援専門員は、第160条に規定する業務のほか、次に掲

改正案	現 行
げる業務を行うものとする。 (1)～(4) (略) (5) 第159条第5項の規定による<u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。</u> (6) 第179条において準用する第40条第2項の規定による<u>苦情の内容等の記録を行うこと。</u> (7) 第177条第3項の規定による<u>事故の状況及び事故に際して採った処置について</u>の記録を行うこと。 (協力医療機関等) 第174条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。この場合においては、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号に掲げる要件を満たすことができる。 (1) <u>入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u> (2) <u>当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u> (3) <u>入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u> 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療	げる業務を行うものとする。 (1)～(4) (略) (5) 第159条第5項に規定する <u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u> (6) 第179条において準用する第40条第2項に規定する <u>苦情の内容等を記録すること。</u> (7) 第177条第3項に規定する <u>事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。</u> (協力病院等) 第174条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

改正案	現 行
<u>機関の名称等を町長に届け出なければならない。</u> 3 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u> 4 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u> 5 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u> 6 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</u> (記録の整備) 第178条 (略) 2 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u> (1) (略) (2) 第157条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第159条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第30条の規定による町への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置につい	(記録の整備) 第178条 (略) 2 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u> (1) (略) (2) 第157条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第159条第5項に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第30条に規定する 町への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第40条第2項に規定する 苦情の内容等の記録 (6) 前条第3項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置につい

改正案		現 行
ての記録 (7) (略) (準用) 第179条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条、第38条、第40条、第42条の2、第43条、第61条の11、第61条の15及び第1条の17第1項から第4項まで及び第108条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第11条第1項中「第3条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第170条に規定する重要事項に関する規程をいう。第36条第1項において同じ。）」と、同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。 (勤務体制の確保等) 第189条 (略) 2～4 (略)	ての記録 (7) (略) (準用) 第179条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条、第38条、第40条、第42条の2、第43条、第61条の11、第61条の15及び第61条の17第1項から第4項まで____の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第11条第1項中「第3条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第170条に規定する重要事項に関する規程をいう。第36条第1項において同じ。）」と、同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。 (勤務体制の確保等) 第189条 (略) 2～4 (略)	
5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。		
6 (略)		5 (略)

改正案	現 行
(準用) 第191条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条、第38条、第40条、第42条の2、第43条、第61条の11、第61条の15、第61条の17第1項から第4項まで、<u>第108条の2</u>、第155条から第157条まで、第60条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第188条に規定する重要事項に関する規程をいう。第36条第1項において同じ。）」と、同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号、第5号及び第7号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3	(準用) 第191条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第34条の2、第36条、第38条、第40条、第42条の2、第43条、第61条の11、第61条の15、第61条の17第1項から第4項まで、<u>第155条から第157条まで</u>、第60条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第188条に規定する重要事項に関する規程をいう。第36条第1項において同じ。）」と、同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号、第5号及び第7号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3

改正案	現 行
項」と読み替えるものとする。 第192条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（<u>法第8条第23項第1号に規定するもの</u>）に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準条例第64条に規定する訪問看護の基本方針及び第83条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。 （従業者の員数等） 第193条 （略） 2～6 （略） 7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができ。 (1)～(3) （略） (4) （略） 8～14 （略） （管理者） 第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所	項」と読み替えるものとする。 第192条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（<u>施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護</u>に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準条例第64条に規定する訪問看護の基本方針及び第83条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。 （従業者の員数等） 第193条 （略） 2～6 （略） 7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができ。 (1)～(3) （略） (4) <u>指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u> (5) （略） 8～14 （略） （管理者） 第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

改正案	現 行
の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u> </u>他の事業所、施設等<u> </u>	の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。
2・3（略） （指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）	2・3（略） （指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）
第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 （1）指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を<u> </u>を行うものとする。	第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 （1）指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で
（2）～（6）（略）	妥当適切に行うものとする。 （2）～（6）（略）
（7）指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。 イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のため	

改正案	現 行
<u>めの研修を定期的に実施すること。</u> (8) (略) (9) (略) (10) (略) (11) (略) (12) (略) (記録の整備) 第203条 (略) 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 第199条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4)・(5) (略) (6) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (7) 次条において準用する第30条の規定による町への通知に係る記録 (8) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (9) 次条において準用する第42条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (10) (略) (準用)	(7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略) (11) (略) (記録の整備) 第203条 (略) 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 第199条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4)・(5) (略) (6) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (7) 次条において準用する第30条に規定する町への通知に係る記録 (8) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (9) 次条において準用する第42条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (10) (略) (準用)

改正案	現 行
第204条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第40条まで、第42条から第43条まで、第61条の11、第61条の13、第61条の16、第61条の17、第89条から第92条まで、第95条から第97条まで、第99条、第100条、第102条から第106条まで、<u>第108条及び第108条の2</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第204条において準用する第102条に規定する重要事項に関する規程をいう。第36条第1項において同じ。）」と、同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第61条の13第3項及び第4項並びに第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第89条中「第84条第12項」とあるのは「第193条第13項」と、第91条、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第108条中「第84条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。 (電磁的記録等)	第204条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第34条の2、第36条から第40条まで、第42条から第43条まで、第61条の11、第61条の13、第61条の16、第61条の17、第89条から第92条まで、第95条から第97条まで、第99条、第100条、第102条から第106条まで及び<u>第108条</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第204条において準用する第102条に規定する重要事項に関する規程をいう。第36条第1項において同じ。）」と、同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第61条の13第3項及び第4項並びに第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第89条中「第84条第12項」とあるのは「第193条第13項」と、第91条、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第108条中「第84条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。 (電磁的記録等)
第205条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙そ	第205条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙そ

改正案	現 行
他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第61条、第61条の20、第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条、第130条、第151条、第179条、第191条及び前条において準用する場合を含む。)、第117条第1項、第138条第1項及び第157条第1項(第191条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録 _____により行うことができる。 2 (略)	他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第61条、第61条の20、第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条、第130条、第151条、第179条、第191条及び前条において準用する場合を含む。)、第117条第1項、第138条第1項及び第157条第1項(第191条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 2 (略)

士幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正す 条例の要旨	
目 的	「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の施行に係る関係基準の改正により、町が基準を定める地域密着型介護予防サービス事業についても、基準の改正を行うもの。
概 要	1 主な改正内容 (1) 管理者の兼務範囲の改正 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。 また、介護予防小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする。 【改正条項】 第 8 条、第 12 条、第 74 条、第 81 条 (2) 新たな情報通信技術の導入・活用への対応 磁気ディスク、フロッピーディスクと明記した特定の記録媒体の文言を削除し、幅広い電子媒体の使用が可能である旨を明確化する。 【改正条項】 第 13 条第 2 項、第 93 条 (3) 「書面掲示」規制の見直し 事業所内で「書面掲示」を求めている運営規程等の重要事項につ

	いて、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、ウェブサイトに掲載することを義務付ける。（１年の経過措置あり） 【改正条項】 第 34 条第 1 項、第 34 条第 3 項 （４）身体的拘束の適正化の推進 身体的拘束等の適正化を推進する観点から、次に掲げる見直しを行う。 ①短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を義務付ける。（１年間の経過措置あり） ②訪問サービス、通所系サービス、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、居宅介護支援及び介護予防支援について、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととします。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。 【改正条項】 第 42 条第 3 項、第 44 条第 10 号、同条第 11 号、第 55 条 （５）利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。（３年間の経過措置あり） 【改正条項】 第 65 条の 2 （６）協力医療機関との連携の構築、新興感染症の発生時の対応を行う医療機関との連携 ①高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関と実効性のある連携体制を構築するために要件を定める。 ②あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。
--	--

	また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付けする。 【改正条項】 第 85 条 2 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日
--	---

土幌町指定地域密着型介護予防サ―ビスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例

第7号) 新旧対照表

改正案	現 行
(管理者) 第8条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内に<u>ある他の事業所、施設等の職務に従事すること</u>ができるものとする。 2 (略) (利用定員等) 第11条 (略) 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サ―ビス(法第41条第1項に規定する指定居宅サ―ビスをいう。)、指定地域密着型サ―ビス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サ―ビスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サ―ビス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サ―ビスをいう。)、指定地域密着型介護予防サ―ビス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)<u>の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)</u>若しくは<u>健康保険法</u>等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設	(管理者) 第8条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内に<u>ある他の事業所、施設等の職務に従事すること</u>ができるものとする。 2 (略) (利用定員等) 第11条 (略) 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サ―ビス(法第41条第1項に規定する指定居宅サ―ビスをいう。)、指定地域密着型サ―ビス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サ―ビスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サ―ビス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サ―ビスをいう。)、指定地域密着型介護予防サ―ビス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)<u>の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)</u>若しくは<u>指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療</u>

改正案	現 行
の運営（第46条第7項及び第73条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。 （管理者）	養型医療施設をいう。第46条第6項において同じ。）の運営（同条第7項及び第73条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。 （管理者）
第12条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にあり他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にあり他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。 2 （略） （内容及び手続の説明及び同意） 第13条 （略）	第12条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にあり他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にあり他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。 2 （略） （内容及び手続の説明及び同意） 第13条 （略）
2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、<u>第5項に定めるところにより</u>、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。	2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、<u>第5項で定めるところにより</u>、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

改正案	現 行
(1) (略) (2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第93条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）</u>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 3～6 (略) (揭示) 第34条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。</u> <u>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u> (記録の整備) 第42条 (略) 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。	(1) (略) (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u> <u>を</u>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 3～6 (略) (揭示) 第34条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 <u>を</u>揭示しなければならない。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u> (記録の整備) 第42条 (略) 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

改正案	現 行
(1) (略) (2) 第23条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第44条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「<u>身体的拘束等</u>」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 第26条の規定による町への通知に係る記録 (5) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 第39条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) (指定介護予防防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針) 第44条 指定介護予防防認知症対応型通所介護の方針は、第6条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(9) (略) (10) 指定介護予防防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (12) (略) (13) (略) (14) (略)	(1) (略) (2) 第23条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第26条に規定する町への通知に係る記録 (4) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 第39条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (6) (略) (指定介護予防防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針) 第44条 指定介護予防防認知症対応型通所介護の方針は、第6条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(9) (略) (10) (略) (11) (略) (12) (略)

改正案	現 行
(15) (略) (16) 第 1 号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。 (従業者の員数等) 第46条 (略) 2～5 (略) 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。	(13) (略) (14) 第 1 号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。 (従業者の員数等) 第46条 (略) 2～5 (略) 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。
当該指定介護予防小規模多指定認知症対応型共同生活介護事業介護職員 機能型居宅介護事業所に中 所、指定地域密着型特定施設、指定地 欄に掲げる施設等のい ずれ 域密着型介護老人福祉施設、指定介護 かが併設されている場合 老人福祉施設、介護老人保健施設 _____ _____ _____ _____ 又は介護医療 院	当該指定介護予防小規模多指定認知症対応型共同生活介護事業介護職員 機能型居宅介護事業所に中 所、指定地域密着型特定施設、指定地 欄に掲げる施設等のい ずれ 域密着型介護老人福祉施設、指定介護 かが併設されている場合 老人福祉施設、介護老人保健施設、指 定介護療養型医療施設 (医療法 (昭和 23年法律第205号) 第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療 所であるものに限る。) 又は介護医療 院
当該指定介護予防小規模多前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サ 機能型居宅介護事業所の同 ー ビスの事業を行う事業所、指定定期看護 一敷地内に中欄に掲げる施巡回・随時対応型訪問介護看護事業 設等のいずれかがある場合 所、指定地域密着型通所介護事業所又	当該指定介護予防小規模多前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サ 機能型居宅介護事業所の同 ー ビスの事業を行う事業所、指定定期看護 一敷地内に中欄に掲げる施巡回・随時対応型訪問介護看護事業 設等のいずれかがある場合 所、指定地域密着型通所介護事業所又

改正案		現 行
	は指定認知症対応型通所介護事業所	は指定認知症対応型通所介護事業所
7～13 (略) (管理者)	第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務	7～13 (略) (管理者) 第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第8条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第49条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。））、指定訪問介護事業者（北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第95号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第65条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事す

改正案	現 行
ることができるものとする。 2・3 (略) (身体的拘束等の禁止) 第55条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはない。	ることができるものとする。 2・3 (略) (身体的拘束等の禁止) 第55条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）</u>を行ってはない。
2 (略)	2 (略)
3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> (3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u> (利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)	
第65条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テ</u>	

改正案	現 行
レビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催 しななければならない。 (記録の整備) 第66条 (略) 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護 予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その 完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)～(2) (略) (3) 次条において準用する第23条第2項の規定による提供した具体的なサー ビス内容等の記録 (4) 第55条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用 者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (5) 次条において準用する第26条の規定による町への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第39条第2項の規定による事故の状況及び事故に 際して採った処置についての記録 (8) (略) (管理者) 第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごと に専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、 当該管理者は、管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従 事し、又は、<u> 他の事業所、施設等 </u> の職務に従事することができるものとする。 2・3 (略)	(記録の整備) 第66条 (略) 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護 予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その 完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)～(2) (略) (3) 次条において準用する第23条第2項に規定する <u> 提供した具体的なサー ビス内容等の記録 </u> (4) 第55条第2項に規定する <u> 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用 者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 </u> (5) 次条において準用する第26条に規定する <u> 町への通知に係る記録 </u> (6) 次条において準用する第38条第2項に規定する <u> 苦情の内容等の記録 </u> (7) 次条において準用する第39条第2項に規定する <u> 事故の状況及び事故に 際して採った処置についての記録 </u> (8) (略) (管理者) 第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごと に専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、 当該管理者は、管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従 事し、又は同一敷地内にある<u>他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規 模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</u> 2・3 (略)

改正案	現 行
(管理者による管理) 第81条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、<u>当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</u> (協力医療機関等) 第85条 (略) 2 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u> (1) <u>利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u> (2) <u>当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u> 3 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならない。</u> 4 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」</u>	(管理者による管理) 第81条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</u> (協力医療機関等) 第85条 (略)

改正案	現 行
という。)との間で、<u>新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u> 5 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u> 6 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u> <u>7 (略)</u> <u>8 (略)</u> (記録の整備) 第87条 (略) 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第78条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第80条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第26条の規定による町への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録	<u>2 (略)</u> <u>3 (略)</u> (記録の整備) 第87条 (略) 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第78条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第80条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第26条に規定する町への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

改正案	現 行
(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) (準用) 第88条 第13条、第14条、第16条、第17条、第25条、第26条、第28条、第30条の2、第33条から第36条まで、第38条から第41条まで（第39条第4項及び第41条第5項を除く。）、第58条、第61条、<u>第63条及び第65条の2</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第82条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第30条の2第2項、第33条第2項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第28条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第41条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第58条及び第61条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、同条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 (電磁的記録等) 第93条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たたる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、	(6) 次条において準用する第39条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) (準用) 第88条 第13条、第14条、第16条、第17条、第25条、第26条、第28条、第30条の2、第33条から第36条まで、第38条から第41条まで（第39条第4項及び第41条第5項を除く。）、第58条、第61条<u>及び第63条</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第82条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第30条の2第2項、第33条第2項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第28条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第41条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第58条及び第61条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、同条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 (電磁的記録等) 第93条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たたる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、

改正案	現 行
複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。) で行うことが規定されている又は想定されるもの(第16条第1項(第67条及び第88条において準用する場合を含む。)及び第78条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録 により行うことができる。 2 (略)	複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。) で行うことが規定されている又は想定されるもの(第16条第1項(第67条及び第88条において準用する場合を含む。)及び第78条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 2 (略)

士幌町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の要旨	
目 的	「指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の施行に係る関係基準の改正により、町が基準を定める居宅介護支援事業についても基準の改正を行うもの。
概 要	1 主な改正内容 (1) 介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数の緩和 1 人の介護支援専門員が持つ要介護者の件数（同一事業所において併せて指定介護予防支援を行う場合は、要介護者の数に、要支援者の数に 1/3 を乗じた数を加えた数）を 35 件から 44 件に緩和する。I C T機器を使用し、事務員を別に配置する場合は、49 件とする。 【改正条項】 第 4 条 (2) 管理者の兼務範囲の明確化 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。 【改正条項】 第 5 条 (3) 公正中立性の確保のための見直し 居宅介護支援事業所及び居宅サービス事業所は利用者が選ぶことができる旨を利用者に説明するにあたり、前 6 ヶ月間の当該居宅介護支援事業所が作成した計画の総数のうち、訪問介護等などが占

	める割合及び同一事業所が占める割合を説明する義務を努力義務に緩和する。 【改正条項】 第6条第2項、同条第3項 (4) 新たな情報通信技術の導入・活用に円滑への対応 磁気ディスク、フロッピーディスクと明記した特定の記録媒体の文言を削除し、幅広い電子媒体の使用が可能である旨を明確化する。 【改正条項】 第6条第5項第2号（改正後）、第33条第1項 (5) 身体拘束等の適正化の推進 訪問サービス、通所系サービス、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、居宅介護支援及び介護予防支援について、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。 【改正条項】 第15条第2号の2、第15条第2号の3、第31条第3号 (6) 利用者へ面談、モニタリング方法の緩和 サービスを利用する利用者へのモニタリングにテレビ電話の活用を可能とする。 【改正条項】 第15条第15号イ（ア）及び（イ） (7) 「書面掲示」規制の見直し 事業所内で「書面掲示」を求めている運営規程等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、ウェブサイトに掲載することを義務付ける。（1年の経過措置あり） 【改正条項】 第24条 2 施行期日 令和6年4月1日
--	--

土幌町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等に関する基準を定める条例（平成30年条例第1号）

新旧対照表

改正案	現 行
第3条（略）	第3条（略）
2・3（略）	2・3（略）
4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。） <u>、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター</u> <u>る地域包括支援センターをいう。以下同じ。）</u> 、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。） <u>、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならぬ。</u>	4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。） <u>、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター</u> <u>一</u> 、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。） <u>、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならぬ。</u>
5・6（略） （従業者の員数）	5・6（略） （従業者の員数）
第4条（略）	第4条（略）
2 前項に規定する員数の基準は、 <u>利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第29号において同じ。）を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44又はその端数</u>	2 前項に規定する員数の基準は、 <u>利用者の数が35</u> <u>又はその端数</u>

改正案	現 行
を増すごとに1とする。 3 前項の規定にかかわらず、<u>指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。</u> （管理者） 第5条 （略） 2 （略） 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) （略） (2) 当該管理者が<u>他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</u> （内容及び手続の説明及び同意） 第6条 （略） 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること	を増すごとに1とする。 （管理者） 第5条 （略） 2 （略） 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) （略） (2) 当該管理者が<u>その管理する指定居宅介護支援事業所と同一の敷地内にあ</u> <u>る他の事業所の職務に従事する場合（当該指定居宅介護支援事業所</u> <u>の管理に支障がない場合に限る。）</u> （内容及び手続の説明及び同意） 第6条 （略） 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、<u>前</u> <u>6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画</u>

改正案	現 行
_____等につき説明を行い、理解を得なければならない。 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者等が占める割合につき説明を行い、理解を得なければならない。 4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者 又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。 5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重	の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等との回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。 4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重

改正案	現 行
要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) (略) (2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条第1項において同じ。）に係る記録媒体という。）</u>をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 <u>6</u> (略) <u>7</u> <u>第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u> <u>8</u> 指定居宅介護支援事業者は、<u>第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u> (1) <u>第5項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</u> (2) (略) <u>9</u> (略) (指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規	要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) (略) (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u> _____ _____をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 <u>5</u> (略) <u>6</u> <u>第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u> <u>7</u> 指定居宅介護支援事業者は、<u>第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u> (1) <u>第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</u> _____の (2) (略) <u>8</u> (略) (指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規

改正案	現 行
定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)・(2) (略) <u>(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u> <u>(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> (3)～(14) (略) (15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。 イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。 <u>(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u> <u>(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u>	定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)・(2) (略) (3)～(14) (略) (15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

改正案	現 行
a <u>利用者の心身の状況が安定していること。</u> b <u>利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u> c <u>介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u> ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。 (16)～(28) (略) (29) 指定居宅介護支援事業者は、<u>法第115条の23第3項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施でききるよう配慮しなければならない。</u> (30) (略) (揭示) 第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を<u>掲示しなければならない。</u> 2 指定居宅介護支援事業者は、<u>重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</u> 3 <u>指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u> (記録の整備)	イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。 (16)～(28) (略) (29) 指定居宅介護支援事業者は、<u>法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施でききるよう配慮しなければならない。</u> (30) (略) (揭示) 第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>を掲示しなければならない。</u> 2 指定居宅介護支援事業者は、<u>前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u> (記録の整備)

改正案	現 行
第31条 (略) 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)・(2) (略) <u>(3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> <u>(4) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録</u> <u>(5) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u> <u>(6) 第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> (電磁的記録等) 第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援の事業を行う者及び基準該当居宅介護支援の提供に当たる者（次項において「指定居宅介護支援事業者等」という。）は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが想定されている又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第15条第27号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録	第31条 (略) 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)・(2) (略) <u>(3) 第18条に規定する 市町村への通知に係る記録</u> <u>(4) 第28条第2項に規定する 苦情の内容等の記録</u> <u>(5) 第29条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> (電磁的記録等) 第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援の事業を行う者及び基準該当居宅介護支援の提供に当たる者（次項において「指定居宅介護支援事業者等」という。）は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが想定されている又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第15条第27号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式<u>その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>）により行う

改正案	現 行
ことができる。 2 (略)	ことができる。 2 (略)

士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の要旨	
目 的	「指定居宅介護サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の施行による関係基準の改正により、町が基準を定める介護予防支援事業についても基準の改正を行うもの。
概 要	1 主な改正内容 (1) 介護予防支援の指定を受けられる者の改正 居宅介護支援事業所が、介護予防支援事業所の指定を受けることを可能とする。 【改正条項】 第 5 条 (2) (1) の指定を受けた場合の人員基準の改正 介護支援専門員 1 以上を置くこと。管理者は常勤の主任介護支援専門員であること（例外規定あり）。管理上支障のない範囲であれば、他の事業所との兼務を可能とする。 【改正条項】 第 6 条 (3) 新たな情報通信技術の導入・活用への対応 磁気ディスク、フロッピーディスクと明記した特定の記録媒体の文言を削除し、幅広い電子媒体の使用が可能である旨を明確化する。 【改正条項】 第 7 条、第 36 条

	(4) (1) の指定を受けた居宅介護支援事業所の利用料 介護予防支援事業所の指定を受けた居宅介護支援事業所が、通常の事業実施範囲外の地域の利用者に対して介護予防支援を行う場合、利用者から交通費の支払いを受けることを可能とする。(居宅介護支援に以前からある規定を予防支援にも適用する。) 【改正条項】 第 13 条、第 14 条 (5) 「書面掲示」規制の見直し 事業所内で「書面掲示」を求めている運営規程等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、ウェブサイトに掲載することを義務付ける。(1 年の経過措置あり) 【改正条項】 第 24 条 (6) 身体拘束等の適正化の推進 訪問サービス、通所系サービス、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、居宅介護支援及び介護予防支援について、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。 【改正条項】 第 33 条第 2 号 (7) 利用者への面談、モニタリング方法の緩和 サービスを利用する利用者へのモニタリングにテレビ電話の活用を可能とする。(利用者の同意など要件あり。) 【改正条項】 第 33 条第 16 号 2 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日
--	--

土幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(平成27年条例第4号) 新旧対照表

改正案	現 行
(従業者の員数) 第5条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所</u> <u>ごとに1</u> 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。 2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u> (管理者)	(従業者の員数) 第5条 <u>指定介護予防支援事業者</u> <u>は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1</u> 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。
(管理者) 第6条 <u>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u>	(管理者) 第6条 <u>指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所</u> <u>ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u>
2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</u>	2 前項に規定する <u>管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</u>
3 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合について</u>	

改正案	現 行
は、<u>介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）</u>を第1項に規定する<u>管理者とすることができる。</u> 4 <u>前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u> (1) <u>当該管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</u> (2) <u>当該管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</u> (内容及び手続の説明及び同意) 第7条（略） 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者</u>又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者</u>又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある生じた場合には、当該利用者に係る担当職員（<u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。</u>）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。 4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところに	(内容及び手続の説明及び同意) 第7条（略） 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用申込者</u>又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用申込者</u>又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある生じた場合には、当該利用者に係る担当職員 の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。 4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところに

改正案	現 行
より、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) (略) (2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u> 5～8 (略) (利用料等の受領) 第13条 (略) 2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。</u> 3 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u> (保険給付の請求のための証明書の交付) 第14条 <u>指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条</u>	より、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) (略) (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u> _____をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 5～8 (略) (利用料等の受領) 第13条 (略) (保険給付の請求のための証明書の交付) 第14条 <u>指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について利用</u>

改正案	現 行
第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 (指定介護予防支援の業務の委託) 第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則 第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 (2)・(3) (略) (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第4条、この章及び次章（第33条第29号を除く。）の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。 (揭示) 第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	料の支払 _____ を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 (指定介護予防支援の業務の委託) 第15条 指定介護予防支援事業者 _____ は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 (2)・(3) (略) (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第4条、この章及び次章 _____ の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。 (揭示) 第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 _____ を掲示しなければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

改正案	現 行
(記録の整備) 第31条 (略) 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア 介護予防サービス計画 イ 第33条第7号に規定するアセスメントの結果の記録 ウ 第33条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録 エ 第33条第15号の<u>規定による評価の結果の記録</u> オ 第33条第16号に規定するモニタリングの結果の記録 (3) <u>第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> (4) <u>第18条の規定による町への通知に係る記録</u> (5) <u>第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u> (6) <u>第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> (指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。	(記録の整備) 第31条 (略) 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア 介護予防サービス計画 イ 第33条第7号に規定するアセスメントの結果の記録 ウ 第33条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録 エ 第33条第15号に<u>規定する</u> 評価の結果の記録 オ 第33条第16号に規定するモニタリングの結果の記録 (3) <u>第18条に規定する</u> 町への通知に係る記録 (4) <u>第28条第2項に規定する</u> 苦情の内容等の記録 (5) <u>第29条第2項に規定する</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

改正案	現 行
(1)・(2) (略) <u>(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> <u>(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> (3)～(15) (略) (16) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回 イ <u>アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下このイにおいて単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができ。</u> <u>(ア) テレビ電話装置等を利用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u>	(1)・(2) (略) (3)～(15) (略) (16) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、<u>利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</u>

改正案	現 行
(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 a <u>利用者の心身の状況が安定していること。</u> b <u>利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u> c <u>担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u> ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。 エ <u>利用者の居宅を訪問しない月(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)</u>においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者の連絡を実施すること。 オ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。 (17)～(28) (略) (29) <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により町長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。</u> (準用)	イ 利用者の居宅を訪問しない月_____においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者の連絡を実施すること。 ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。 (17)～(28) (略) (準用)

改正案		現 行
第35条 第3条、第4条及び第2章から前章まで（第28条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第35条において準用する第20条」と、<u>第13条第1項中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（同条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。</u> （電磁的記録等） 第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者（次項において「指定介護予防支援事業者等」という。）は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができている情報に記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第33条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式</u><u>その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>）により行うことができる。 2 （略）		第35条 第3条、第4条及び第2章から前章まで（第28条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第35条において準用する第20条」と、<u>第13条第1項中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（同条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。</u> （電磁的記録等） 第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者（次項において「指定介護予防支援事業者等」という。）は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができている情報に記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第33条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式</u><u>その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>）により行うことができる。 2 （略）

(議案第 21 号及び議案第 22 号 説明資料)

・ 議案第 21 号 士幌町簡易水道事業の設置等に関する条例の要旨 ・ 議案第 22 号 士幌町下水道事業の設置等に関する条例の要旨	
目 的	簡易水道事業の簡易水道特別会計及び下水道事業の下水道特別会計に令和 6 年 4 月 1 日から、地方公営企業法の一部である「財務規定等」(地方公営企業法第 4 条から第 6 条まで、第 17 条から第 35 条まで、第 40 条から第 41 条まで並びに附則第 2 項及び第 3 項の規定)を適用することに伴い、地方公営企業法により条例で定めなければならないとされているものを、条例で制定する。
概 要	1 主な制定内容 (1) 地方公営企業法の第 4 条により、設置及びその経営の基本に関する事項を条例で定めるもの 第 1 条及び第 3 条 (2) 地方公営企業法第 2 条第 3 項の規定により、財務規定等を適用することを定めるもの 第 2 条 (3) 地方公営企業法第 33 条第 2 項等により、条例で定めなければならない金額 第 4 条、第 5 条及び第 7 条 (4) 法第 34 条の 2 ただし書の規定により、会計管理者に行わせる会計事務の処理の範囲を定めるもの 第 6 条 (5) 地方公営企業法第 40 条の 2 第 1 項の規定により、作成しなければならない業務状況説明書類について定めるもの 第 8 条 2 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

士幌町簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用すること等に伴う関係条例の整備に関する条例の要旨	
目 的	簡易水道事業及び下水道事業に令和 6 年 4 月 1 日から、地方公営企業法の一部を適用することに伴い、関係する 6 つの条例の改正及び 4 つの条例の廃止を行う。 なお、今回の大幅な条例改正に併せて、字句の修正、また、現状の事務運用に即した内容となるよう条文の一部見直し及び簡易水道の所管省庁が厚生労働省から国土交通省へ移管されることへの改正も行う。
概 要	1 主な改正内容 (1) 監査委員が、請求及び要求により行う場合の監査に、地方公営企業法第 27 条の 2 第 1 項及び第 34 条による場合を加える。 第 1 条 (2) 士幌町公共下水道条例及び士幌町集落排水施設条例の設置に関する条を削除する。 第 2 条及び第 3 条 (3) 士幌町国民健康保険病院事業条例の会計事務の処理について、会計管理者に行わせる事務処理の範囲を新設条例と合わせるため改正する。 第 4 条 (4) 士幌町国民健康保険病院事業の剰余金の処分等に関する条例を士幌町における公営企業全般に適用できるよう改正する。 第 5 条 (5) 士幌町水道事業給水管理条例の引用条例の変更及び所管省庁が厚生労働省から国土交通省へ移管されることに伴い改正する。 第 6 条

	(6) 士幌町簡易水道事業の設置等に関する条例及び士幌町下水道事業の設置等に関する条例の制定等により、条例を廃止する。 第7条 2 施行期日 令和6年4月1日
--	--

改正案	現 行
（請求、要求又は委任による監査） 第4条 監査委員は、次の各号に掲げる監査の請求、要求又は委任があったときは、すみやかに監査に着手しなければならない。 （1）法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項又は第243条の2の8第3項（地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。）第34条において準用する場合を含む。）の規定による監査の請求 （2）法第199条第6項又は地公企法第27条の2第1項の規定による監査の要求 2 （略） （決算等の審査） 第9条 監査委員は、法第233条第2項及び地公企法第30条第2項の規定により決算及び書類が審査に付されたときは、30日以内に意見を付けて町長に送付しなければならない。	（請求、要求又は委任による監査） 第4条 監査委員は、次の各号に掲げる監査の請求、要求又は委任があったときは、すみやかに監査に着手しなければならない。 （1）法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項又は第243条の2の2第3項 _____の規定による監査の請求 （2）法第199条第6項 _____の規定による監査の請求 2 （略） （決算等の審査） 第9条 監査委員は、法第233条第2項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。）第30条第2項の規定により決算及び書類が審査に付されたときは、30日以内に意見を付けて町長に送付しなければならない。

士幌町公共下水道条例（昭和57年条例第17号）新旧対照表

改正案	現 行
第2条 削除	<u>（設置）</u> 第2条 町に公共下水道を設置する。

土幌町集落排水施設条例（昭和63年条例第11号）新旧対照表

改正案	現 行
<u>土幌町農業集落排水施設条例</u> (目的) 第1条 この条例は、<u>農業集落排水施設の</u> <u>管理及び</u> <u>使用についての</u> 料金、その他の使用条件及び使用の適正化を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。 (使用料) <u>第2条</u> (略) (準用規定) <u>第3条</u> (略)	<u>土幌町集落排水施設条例</u> (目的) 第1条 この条例は、<u>集落排水施設</u> の設置及び管理並びに<u>使用についての</u> 料金、その他の使用条件及び使用の適正化を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。 (設置) 第2条 本町に次の集落排水施設を設置する。 (1) <u>土幌地区集落排水施設</u> (2) <u>中土幌地区集落排水施設</u> (使用料) 第3条 (略) (準用規定) <u>第4条</u> (略)

土幌町国民健康保険病院事業条例（平成20年条例第13号）新旧対照表

改正案	現 行
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 （会計事務の処理） 第9条 法第34条の2のただし書の規定に基づき、病院事業の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。 (1)・(2) (略) (3) 会計伝票の整理及び日計表の作成に関する事務 (委任) 第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第4項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 （会計事務の処理） 第9条 法第34条の2のただし書の規定に基づき、病院事業の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。 (1)・(2) (略) (委任) 第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が 定める。

土幌町国民健康保険病院事業の剰余金の処分等に関する条例（平成24年条例第1号）新旧対照表

改正案	現 行
<u>土幌町公営企業の剰余金の処分等に関する条例</u> (目的) 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第32条第2項及び第3項の規定に基づき、<u>土幌町簡易水道事業</u>、<u>土幌町下水道事業</u>及び<u>土幌町国民健康保険病院事業</u>（以下「公営企業」という。）の剰余金の処分及び欠損の処理について、必要な事項を定めることにより、<u>公営企業の財政的基盤</u>を確立し、もって<u>公営企業の健全な運営</u>に寄与することを目的とする。 (利益の処分等) 第2条 <u>公営企業</u>は、毎事業年度生じた利益のうち法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額（以下「補填財源」という。）があるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により処分するものとする。 (1)・(2) (略) 2～4 (略) (委任) 第5条 この<u>条例の施行</u>に関し必要な事項は、町長が別に定める。	<u>土幌町国民健康保険病院事業の剰余金の処分等に関する条例</u> (目的) 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第32条第2項及び第3項の規定に基づき、<u>土幌町国民健康保険病院事業</u>（以下「病院事業」という。）の剰余金の処分及び欠損の処理について、必要な事項を定めることにより、<u>病院事業の財政的基盤</u>を確立し、もって<u>病院事業の健全な運営</u>に寄与することを目的とする。 (利益の処分等) 第2条 <u>病院事業</u>は、毎事業年度生じた利益のうち法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額（以下「補填財源」という。）があるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により処分するものとする。 (1)・(2) (略) 2～4 (略) (委任) 第5条 この<u>規定の施行</u>に関し必要な事項は、町長が別に定める。

土幌町水道事業給水管理条例（昭和45年条例第7号）新旧対照表

改正案	現 行
<u>土幌町簡易水道事業給水管理条例</u> (条例の目的) 第1条 この条例は、<u>土幌町簡易水道事業給水</u>についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるとともに、併せて布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めることを目的とする。 (給水区域) 第2条 <u>給水区域は、土幌町簡易水道事業の設置等に関する条例（令和6年条例第〇号）第3条第2項に定める区域とする。</u>	<u>土幌町水道事業給水管理条例</u> (条例の目的) 第1条 この条例は、<u>土幌町水道事業給水</u>についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるとともに、併せて布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めることを目的とする。 (給水区域) 第2条 <u>土幌町水道事業の給水区域は、次のとおりとする。</u> (1) <u>土幌町簡易水道事業</u> <u>土幌町水道設置条例（昭和45年条例第6号。以下「水道条例」という。）第2条第1号のイに定める区域</u> (2) <u>新田地区簡易水道事業</u> <u>水道条例第2条第2号のイに定める区域</u> (3) <u>朝陽区域簡易水道事業</u> <u>水道条例第2条第3号のイに定める区域</u> (給水装置の新設等の申込) 第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）<u>第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。</u>）又は撤去しようとする者（以下「申込者」という。）は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。 (簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

改正案	現 行
第20条の4 簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。 (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。 ア 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。 イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な処置を講ずること。 ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、<u>水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）</u>の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。 エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときには、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。 (2) (略) (給水装置の基準違反に対する措置) 第32条 (略) 2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、<u>法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であると き、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。 (過料) 第35条 町長は、次の各号に該当する者に対し、50,000円以下の過料を科する	第20条の4 簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。 (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。 ア 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。 イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な処置を講ずること。 ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、<u>水質基準に関する厚生省令（平成4年厚生省令第69号）</u>の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。 エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときには、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。 (2) (略) (給水装置の基準違反に対する措置) 第32条 (略) 2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、<u>法第16条の2第3項の厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であると き、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。 (過料) 第35条 町長は、次の各号に該当する者に対し、50,000円以下の過料を科する

議案第23号 説明資料（第6条関係）

改正案	現 行
ことができる。 (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（<u>法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者 (2)～(4) (略)	ことができる。 (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（<u>法第16条の2第3項の厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者 (2)～(4) (略)

士幌町国民健康保険病院事業会計決算見込の状況

1. 決算見込患者数

(単位：人)

区 分		4 年度 (A)	5 年度 (B)	前年度対比	
				増減 (B-A)	比率 (B/A)
年間取扱 延患者数	入院	8,767	9,183	416	104.7%
	外来	17,079	17,287	208	101.2%

2. 決算見込額

(単位：千円)

区 分		4 年度 (A)	5 年度 (B)	前年度対比	
				増減 (B-A)	主な増減事由
病院事業収益		394,911	394,847	△ 64	
	医業収益	356,518	367,920	11,402	
	うち				
	入院収益	153,322	164,642	11,320	
	外来収益	141,871	151,461	9,590	
	その他	61,325	51,817	△ 9,508	公衆衛生活動収益の減 (新型コロナワクチン接種料減)
	医業外収益	38,393	26,927	△ 11,466	
病院事業費用		866,696	893,338	26,642	
	医業費用	820,658	859,835	39,177	
	うち				
	給与費	534,434	548,853	14,419	
	材料費	56,358	70,470	14,112	薬品費の増
	経費	149,340	148,314	△ 1,026	
	医業外費用	46,038	33,503	△ 12,535	支払消費税額の減
	特別損失	0	0	0	
	予備費	0	0	0	
収支不足額		△ 471,785	△ 498,491	△ 26,706	
他会計負担金		402,015	420,000	17,985	
当年度純損失額		△ 69,770	△ 78,491	△ 8,721	

契 約 一 覧 表

(令和5年12月1日～令和6年2月14日)

種 別	工事又は業務の名称	場 所	契 約 の 相 手 方	契 約 年 月 日 契 約 金 額	工 期		指 名 業 者	予定価格 (税込)	
					着 手	完 成		落 札	率
水～6	朝陽簡水送水管路緊急修繕工 事	土幌町字土幌地内	土幌町字土幌西1線158番地 北斗産業 (株) 代表取締役 瓦井 弘己	R6. 2. 14 7,315,000	R6年 2月 15日	R6年 3月 28日	(株)平田建設 北斗産業(株) (株)佐藤土建 土舗建設(株) (株)土幌建設	¥7,480,000 97.79%	5 社